

危険物等取扱責任者(認定)の手続き

船舶所有者は、平水区域を除く以下の船舶には船員手帳に危険物等取扱責任者資格認定(船員手帳への証印)を受けている者を乗組ませなければなりません。

- ・ 石油タンカー
- ・ 液体化学薬品タンカー [各船舶の定義はこちら](#)
- ・ 液化ガスタンカー
- ・ 低引火点燃料船

なお、危険物等取扱責任者資格認定は5年ごとに更新手続きを行うことが必要です。
更新を行わない場合、**効力を失います**ので、ご注意ください。

◆ 乗組みに関する基準 (参照:船員法施行規則第77条の4)

- ・ 石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー
船長・一等航海士、機関長・一等機関士及び危険物又は有害物の取扱いに関
し責任を有する者
- ・ 低引火点燃料船
船長、機関長・機関士及び危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有する者

[乗組みに関する基準の詳細はこちら](#)

◆ 認定要件 ([参照:船員法施行規則9号表及び10号表](#))

詳細は、船舶船員課へお問い合わせください。

提出書類および提示書類(※ **申請手数料等の納付は必要ありません。**)

- (1) [危険物等取扱責任者資格認定申請書\(第22号の3書式\)](#) [記載例はこちら](#)
- (2) **船員手帳**

(3) 認定要件を満たすことを証する書類（例：船員手帳、講習の修了証明書等）

（認定）【甲種】教育訓練実施証明書

【乙種】告示に定める能力基準を満たすことの証明書
